

# 獣医師向け

## 令和6年4月から死亡牛のBSE検査サーベイランス対象牛が変更になります

### 1) 96か月齢以上の通常の死亡牛検査が**廃止**

通常の死亡牛は、全て検査対象外

### 2) 死亡前にBSEを疑う症状を呈していた死亡牛のみが検査対象 (実質変更なし)

- ①一般的な理由では説明できないBSEを疑う症状を呈していた牛を診療、又は検案した獣医師は、BSEの検査対象となるか否かを判断し、家保へ連絡。

↓ (家保と調整後、検査対象の場合)

- ②従来どおり死亡牛の所有者は、家保へ死亡牛を搬入。

↓

- ③家保は、BSE検査材料を採材し、死亡牛を焼却処理。

### <変更後> 令和6年4月1日からのBSE検査

	0か月齢～	48か月齢～	96か月齢～
通常の死亡牛	×	×	検査対象から除外
死亡前にBSEが否定できない症状を呈していた牛※1	検査対象	検査対象	検査対象
死亡前にBSEの特定症状を呈していた牛※2	検査対象	検査対象	検査対象

※1 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

※2 BSEの感染を強く疑う臨床症状（興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常）

★ ※1、※2の症状については、裏面を参照してください。

八重山家畜保健衛生所 TEL : 0980-84-4111  
FAX : 0980-84-4121

BSEに感染した牛は、**症状は進行性に進み**、いかなる**治療にも反応しない**ことが知られていることから、BSE検査の要否は、以下の症状の**進行性や治療への反応性等を踏まえ**、診察・検案した獣医師若しくは獣医師から診察・検案の結果を聞いた家畜防疫員（家保）が最終的な判断をします。

※BSEの症状における「**進行性**」とは  
BSEは、2～8年の潜伏期間の後、発症し、行動異常や運動失調を示すようになり、2週間～6か月の経過を経て死に至る疾病です。**「進行性」の症状とは、行動異常や運動失調を示すようになって、2週間から6か月の期間の時間をかけて、症状が進行していく状態**を指します。

### 特定症状とは ※農林水産大臣が指定する症状

1. 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化がある（BSEの感染を強く疑う臨床症状）。
  - ①興奮しやすい
  - ②音、光、接触等に対する過剰な反応
  - ③群内序列の変化
  - ④搾乳時の持続的な蹴り
  - ⑤頭を低くし、柵等に押し付ける動作の繰り返し
  - ⑥扉、柵等の障害物におけるためらい
2. 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状がある。

### 特定症状以外のBSEを否定できない症状とは

※一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因）で説明できる場合は、検査対象外

1. 死亡前に以下の症状を呈していた牛で症状が進行性である。
  - ①異常姿勢（犬座姿勢）
  - ②異常歩様（特に後肢運動失調）
  - ③頭を低くする
  - ④障害物回避が困難になる
  - ⑤起立不能等
2. 死亡前に以下の進行性の行動変化を呈していた牛。  
沈鬱、緊張、目・耳の左右非対称かつ過剰な動き、流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒